

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	住友不動産株式会社			コード	8830
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月26日開催予定の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	家守 伸正	社外取締役	○														△		訂正・変更	有
2	寺田 千代乃	社外取締役	○														△		訂正・変更	有
3	田村 計	社外取締役	○															○	訂正・変更	有
4	川合 信子	社外取締役	○															○	新任	有
5	酒井 孝志	社外監査役	○														△		訂正・変更	有
6	長谷川 尚子	社外監査役	○	△															訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	家守伸正氏は2017年6月まで当社の取引先である住友金属鉱山株式会社の取締役会長でありましたが、直近事業年度での同社との取引額は双方の売上高のいずれも1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。	同氏は、住友金属鉱山株式会社の取締役社長及び取締役会長を歴任し、経営者として、鉱山業という長期視座での事業及び海外事業に関する豊富な知見を有していることから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たすことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定したものであります。
2	寺田千代乃氏は2019年12月まで当社の取引先であるアート引越センター株式会社の代表取締役社長でありましたが、直近事業年度での同社との取引額は双方の売上高のいずれも1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。	同氏は、アート引越センターを創業し、同社の取締役社長及び会長を歴任するなど、経営者として豊富な知見と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たすことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定したものであります。
3	田村計氏は、2024年6月まで非常勤顧問として、当社に対し不動産業・建設業に係るコンプライアンスについての助言を独立した立場で行っており、当社は、独立役員に適合するものと判断しております。	同氏は、国土交通省土地・建設産業局長、内閣府地方創生推進事務局長等を歴任し、行政組織経営に関する豊富な経験と、不動産・建設行政に関する豊富な知見と幅広い見識を有していることに加え、当社の非常勤顧問として、不動産業・建設業等のコンプライアンスに関する的確なアドバイスをいただいていたことから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たすことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定したものであります。
4	該当事項はありません。	同氏は、弁護士として活動され、愛知弁護士会会長や日本弁護士連合会副会長を歴任されるなど、法曹として豊富な知見と幅広い見識を有していることに加え、2015年6月より複数社において社外役員として企業経営をされた経験があり、こうした幅広い経験や知見、見識を有していることから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たすことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定したものであります。
5	酒井孝志氏は2013年3月まで当社の取引先である大阪瓦斯株式会社の代表取締役副社長でありましたが、直近事業年度での同社との取引額は双方の売上高のいずれも1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。	同氏は、大阪瓦斯株式会社の取締役副社長及び本州四国連絡高速道路株式会社の取締役社長を務め、経営者として豊富な知見と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役に適任であると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たすことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定したものであります。
6	長谷川尚子氏は、1987年4月から2002年10月まで、当社の子会社である住友不動産フィットネス株式会社(現、住友不動産エスフォルタ株式会社)に在籍しておりましたが、同社を退職してから20年以上経過しており、退職後は同社の業務執行に携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しております。	同氏は、ブルデンシャル生命保険株式会社の執行役員、Chief Business Ethics Officerを歴任し、企業経営、企業倫理に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役に適任であると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たすことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定したものであります。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。